

消防指令システム等の相互接続に関する研究会（6回） 議事要旨

- 1 日時
平成30年10月18日（木） 14時58分から16時58分まで
- 2 場所
三菱総合研究所大会議室 C, D
- 3 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
藤井座長（電気通信大学）、石橋座長代理（電気通信大学）、稲継構成員（全国消防長会）、井上構成員（（一社）九州テレコム振興センター）、岡井構成員（日本電気㈱）、岡本構成員（駿東伊豆消防本部）、喜島構成員（徳島中央広域連合消防本部）、小林構成員（長野市消防局）、杉村構成員（さいたま市消防局）、高橋構成員（京都市消防局）、田中構成員代理（神戸市消防局）、日向野構成員（㈱日立国際電気）、前田構成員（（一社）情報通信技術委員会）、松波構成員（日本無線㈱）、松本（耕）構成員（㈱日立製作所）、松本（信）構成員（沖電気工業㈱）、山田構成員（富士通㈱）、山根構成員（㈱富士通ゼネラル）
 - (2) 報告者
三浦室長（仙台市消防局）、新田士長（仙台市消防局）
 - (3) 消防庁防災情報室
田中防災情報室長、阿部課長補佐、川畑係長、足立総務事務官、田口総務事務官
 - (4) 支援業者
㈱三菱総合研究所
- 4 議事
 - (1) 開会
事務局の担当者変更につき、田中防災情報室長より自己紹介があった。
 - (2) 議事
 - ア 前回会合の議事概要について
資料6-1に基づき、第5回会合の議事概要（案）について事務局から説明があった。
 - イ TTCにおける検討状況及び相互接続試験の実施について
資料6-2-1から資料6-2-5に基づき、TTCにおける共通インターフェース仕様の検討状況について山田構成員（富士通）から、相互接続試験の実施について事務局から説明があった。
 - ウ 消防本部からの事例紹介について
資料6-3に基づき、消防救急デジタル無線整備及び総合消防情報システム更新事業における事例紹介について三浦室長（仙台市消防局）から発表があった。主な発表内容は、以下のとおり
 - ア) デジタル無線の構築は、工事発注とし、消防指令システムとデジタル無線を接続するために必要な既設システムの改修事業は、整備事業とは別事業として発注したこと。
 - イ) 次回の更新を見据え、AVM 機能などに関わる独自開発部分のインターフェースについては、成果物として納品させたこと。

- リ) 市部局と連携し、消防吏員以外の専門職員を消防局内に配置して、デジタル無線の構築を実施したこと。
- ロ) 総合消防情報システムの更新は、情報システム調達スキームとし、設計、開発、構築、運用保守を一括で調達したこと。
- ハ) 調達内容全般の精査のため、RFI, RFC を実施し記載内容の妥当性を確認したこと。
- ニ) システム間の接続にあたっては中間ゲートウェイを設置し、システム間を疎結合とし、将来的に分離調達ができるように配慮したこと。
- ホ) コンサルタント事業者の選定にあたっては、高い技術力が必要とされたことから、総合評価方式を採用したこと。
- ヘ) 高い技術力を有したコンサルタント事業者を活用したことで、FP 法による金額の精査や RFI, RFC の内容の妥当性を確認することができ、また、SLA の導入を行うことができたこと。

発表後、以下のとおり質疑応答が行われた。

構成員：総合消防情報システムの指令系システムについて、運用保守期間は 10 年間で想定されているか。

報告者：当初契約では運用保守期間は約 5 年間としており、その後の 5 年間については特命随意契約での運用保守を計画している。

構成員：特命随意契約での 5 年間の運用保守について、費用が高騰しない仕組みはあるか。

報告者：特に契約書等で明文化はしていないが、機器構成が大きく変わらない限り費用が高騰する理由は無いと認識している。

構成員：受注者が SLA を順守できなかった場合のペナルティは定義されているか。

報告者：SLA ではポイント制を採用しており、SLA を順守できずにポイントが一定値より下回った場合は、契約金額の数パーセントを上限とした違約金を徴収することを規定している。

構成員：消防救急デジタル無線整備事業におけるコンサルタントの発注は、指名競争入札であるか。また、施工業者の受注者と関係が無いこと等、指名の条件は定めたか。

報告者：指名競争入札を採用した。また、契約担当部門での契約であったが、公平中立性の確保については、定めなくとも当然の前提であるとの考えから、特に指名の条件には定めていない。

構成員：仙台市消防局の独自機能はどのように判断されているか。また、独自機能の排除は困難と判断された基準はあるか。

報告者：独自機能については、複数のベンダーへの問い合わせ及び総務省消防庁の共通インターフェース仕様書への記載有無から判断した。また、同時期かつ全国的に消防救急デジタル無線整備事業が始まったことから、ベンダーから本市固有の事情に対応することは難しいと聞いていた。

構成員：通信指令課の職員のみで担当されたか、他課の職員からの支援も受けられたか。

報告者：契約事務に関しては消防職職員に加えて電気職職員や建築職職員を含めて調整した。システム機能の検討に際しては、他課の職員も打ち合わせに参加いただいて要件を検討した。

構成員：コンサルタントの活用は、円滑な発注及び中立性の高い発注に寄与したか。

報告者：中立性の確保に関しては、第三者としての専門的知識からの意見を受けたため、十分に寄与したと考える。

構成員：運用保守期間については 10 年間で想定されているとのことだが、10 年以内に機器を部分更新する際の更新費用はどのように考えられているか。

報告者：ベンダーが推奨する耐用年数を基本として部分更新の検討が必要と考えている。

エ 消防本部等におけるシステム発注に関する調査の結果について

資料6-4に基づき、消防本部等におけるシステム発注に関する調査の結果について事務局から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

構成員：消防本部へのヒアリング調査について、何本部へ実施する想定であるか。

事務局：既に5消防本部へ実施しており、追加で2~3消防本部を想定している。

構成員：共通インターフェース仕様が策定されることで、異メーカー間接続事例が多くなると思われるが、総務省消防庁にて消防本部同士の接続事例の共有に向けた計画はあるか。

事務局：総務省消防庁にて実施するかは未定であるが、消防本部同士の接続事例の共有に向けた方策は検討していきたい。

構成員：消防本部の契約形態はアンケート調査で収集しているか。

事務局：契約形態はアンケート調査にて収集しているが、資料6-4では提示していない。

構成員：消防本部が管轄する市町村の規模に応じて担当者の業務負荷といった調達に関する環境が変わるため、契約形態も影響が出てくると思われる。

事務局：アンケート調査結果については引き続き検討したい。

オ 事例収集方法について

資料6-5に基づき、事例収集方法について事務局から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

事務局：消防本部同士の情報収集及び情報共有について全国消防長会を通じて実施できるかといった意見を消防本部からいただいている。

構成員：全国の消防本部が閲覧できるシステムを全国消防長会では有しているため、実施に向けて検討を進めていきたい。

事務局：消防本部同士の情報収集及び情報共有について、全国消防長会も含めて引き続き検討する。

構成員：消防本部から収集した項目について、共有範囲はどのように考えているか。

事務局：消防本部同士で情報共有することが目的であるため、収集対象及び共有対象は全ての消防本部を想定している。なお、消防本部ごとに公表可能な情報は変わるため、回答の判断は各消防本部に委ねることを想定している。

カ 意見交換

事務局：総合消防情報システム受注者から提出された消防救急デジタル無線とのインターフェース仕様について、接続に際して十分な情報が記載されていたか。また、コンサルタントによるインターフェース仕様の精査は実施されたか。

報告者：受注者からインターフェース仕様の公開は断られたため、コンサルタント含めて妥当性の確認は実施していない。結果として総合消防情報システム受注者と消防救急デジタル無線受注者は同一ベンダーとなったため、インターフェース仕様に係るトラブルは発生していない。

事務局：コンサルタントによる総合消防情報システム受注者から提出された資料確認に、インターフェース仕様の確認は含まれていなかったということか。

報告者：インターフェース仕様の確認は含まれていなかった。

キ その他

事務局より、次回の会合は来年2月の開催を予定している旨の説明が行われた。

(3) 閉会

以上